

# 使用許諾契約書

プロプリをご利用のお客様：

以下の使用許諾契約書は、お客様（以下「ユーザー」という。）とプロプリを運営するSML株式会社（以下「当社」という。）との間の合意書であり、ユーザーが使用するあらゆるコンテンツ（イラストなどの画像素材）に関する権利と義務について規定しています。

当社とユーザーは、当社が著作権その他の知的財産権を管理する著作物（以下「本著作物」という。）に含まれるコンテンツの使用に関し、使用許諾契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第1条（使用権の許諾）

1. 当社はユーザーに対し、コンテンツ及びその名称（以下「本件コンテンツ」という。）を日本国内において複製その他の方法によって使用する非独占的な権利を、無期限に許諾します。

なお、使用とは、次の各号に定める行為をいいます。

- (1) ウェブサイト、オンライン広告、ソーシャルメディア、モバイル広告、モバイル「アプリ」、ソフトウェア、電子カード、電子出版（電子書籍、電子雑誌、ブログなど）、メールマーケティングおよびオンラインメディア（YouTubeなどの動画共有サービスなどを含む）においてデジタル複製すること
- (2) 商品パッケージやラベル、レターヘッドや名刺、POS広告、CDやDVDのジャケットカバーの一部として有形物に印刷すること、または、雑誌、新聞および書籍などの有形メディアの広告や宣伝文に印刷すること
- (3) 映画、動画、テレビ番組、広告、その他のオーディオビジュアル制作物に組み込むこと

2. 本契約による本著作物の使用権は、ユーザー自らが使用するものとし、ユーザーはこの使用権を他の第三者に譲渡し又は再許諾し、あるいは担保に供してはなりません。

## 第2条（印刷制限）

物理的な印刷物の態様で500,000部を超えてコンテンツを複製することはできません。この制限は電子複製には適用されません。

## 第3条（使用料）

1. ユーザーは、当社に対し、本件コンテンツの使用権の許諾の対価として、別途料金表に定める使用料を、当社からの請求書を受領した月の翌月末日までに、当社が指定する銀行口座に振り込み支払うものとし、（振込手数料はユーザーの負担とします。）
2. 当社は、適当と判断する方法で利用者に事前に通知することにより、本条に定める料金及びその支払方法を変更することができるものとし、ただし、料金及びその支払方法の変更の詳細

については、当社のホームページ上に掲示することにより、利用者への通知に代えることができるものとします。

#### 第4条（著作権の表示）

ユーザーは、作品の大部分に本件コンテンツを使用する場合には、当社が著作権管理者である旨、その他必要事項を、原則として以下の形式で、見易い場所に明確に表示しなければなりません。

「作者名/プロプリ」

#### 第5条（第三者による権利侵害）

ユーザーは、本著作物の著作権・商標権その他の知的財産権を侵害し、又は、本契約に基づく事業に対して不正競争を行う者を発見したときは、直ちにこの旨を当社に通知するとともにその侵害の排除に協力するものとします。

#### 第6条（ユーザーによる権利侵害）

1. ユーザーは当社に対し、本契約に基づく使用が、第三者のいかなる権利を侵害するものではないことを保証します。
2. ユーザーが、本契約に基づく使用に関し、第三者の権利を侵害し、又は営業上の損害を与えた場合、本著作物自体に基づかない損害につき、当社はユーザーに対し、いかなる責任も負いません。

#### 第7条（知的財産権の帰属等）

1. 本件コンテンツの原画等の著作権その他の知的財産権はすべて本著作物の著作権者に帰属します。
2. ユーザーは、当社の書面による同意を得ないで、本件コンテンツ若しくは本契約に基づいて製造する指定商品について商標登録若しくは意匠登録の出願をし、又は、本件コンテンツを商標、サービス・マーク若しくはその他の標識若しくは表示として使用してはなりません。

#### 第8条（免責事項）

ユーザーが、本契約に基づく使用に関し、営業上の損害や第三者による権利侵害が生じた場合、当社はユーザーに対し、いかなる責任も負いません。

#### 第9条（秘密保持）

当社及びユーザーは、本契約の有効期間中はもとよりその終了後といえども、本契約に関して知り得た相手方の秘密事項を、口頭によると文書によるとを問わず一切第三者に漏洩してはなりません。

## 第10条（契約の解除）

1. 当社又はユーザーは、相手方が本契約のいずれかの条項に違反したとき、又は本契約を継続することができない重大な背信行為があったときは、相当の期間を定めて催告のうえ、係る期間内に係る違反が是正されない場合、本契約を解除することができます。本項の解除は、損害賠償の請求を妨げません。
2. ユーザーが下記条項の1つにでも該当したときは、当社は何等の催告を要せずして直ちに本契約を解除することができます。この場合、当社が損害を被ったときは、ユーザーは当社に対し遅滞なく損害を賠償しなければなりません。
  - (1) 本契約の各条項のいずれか1つにでも違反したとき
  - (2) ユーザーが振出し、又は引受けた手形、又は小切手を不渡りにし、又は支払を一般的に停止したとき
  - (3) 第三者から保全処分、強制執行、競売の申立てがなされ、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算手続きの申立てを自らなし、又は第三者から申し立てられたとき、その他ユーザーの信用不安が生じたと認められるとき
  - (4) 当社名誉、信用、評価を損なうような行為をしたとき
3. 本契約が解除された場合、当社はユーザーが当社に支払った金員をユーザーに返還しません。

## 第11条（期限利益の喪失）

ユーザーが前条各号の1つにでも該当したときは、本契約の解除の有無にかかわらず、ユーザーは当社に対するすべての債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払わなければなりません。

## 第12条（契約終了後の処置）

第10条第2項により本契約が終了した場合には、ユーザーは、本件コンテンツを一切使用、頒布してはならないものとします。

## 第13条（協議及び管轄）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項につき疑義が生じた場合は、当社及びユーザーは誠意をもって協議しこれを解決するものとします。但し、万一協議しても紛争が生じた場合においては、東京地方裁判所を第一審の管轄的合意管轄裁判所とします。

## 第14条（本契約の変更）

ユーザーは、当社の予告なく本契約の変更があることを了承するものとします。変更後の本契約は当社のホームページに掲載されたときからユーザーに適用されるものとします。

最終更新日：2019年5月12日